

笠松町第6次総合計画 基本計画の修正（新旧対照表）

改定ポイント：①社会情勢の変化 ②現状の制度改正・審議会意見の反映等

No.	基本方向	頁	見直し前	見直し後	改定ポイント	担当課
1	1 (1) 地域福祉の推進	30	・近年、地域との関わりが希薄化し、地域福祉の活動を <u>おこなっている</u> 人が固定化・高齢化し、次の若い世代に受け継がれないとともに、新たな人材が発掘されにくくなっています。 <u>さらに、地域で互いに支え合う社会を形成するには、住民一人ひとりの意識の醸成が重要であり、福祉活動やボランティア活動に参加できる機会の創出や意識の醸成を図る必要があります。</u>	・近年、地域との関わりが希薄化し、地域福祉の活動を <u>行っている</u> 人が固定化・高齢化し、次の若い世代に受け継がれないとともに、 <u>新たな人材が発掘されにくくなっています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活は大きく変化しましたが、さらに、地域で互いに支え合う社会を形成するには、住民一人ひとりの意識の醸成が重要であり、新たな様式や創意工夫による地域福祉を再構築する必要があります。</u>	①	福祉子ども課
2	1 (2) 健康づくりの推進	32	・健康相談については、 <u>メタボリックシンドローム予防教室時に高血圧相談を、はつらつ健診時に歯周疾患相談を、はつらつ健診後指導の際に病態別の相談をおこなっています。</u> また、健康教育については、メタボリックシンドローム予防教室の実施や、歯周疾患についてがん検診時に集団健康教育を実施するなど取り組んでいます。今後、高齢化の進行や、ライフスタイルの変化による食生活、運動習慣、ストレスなどに起因する生活習慣病※1（特に、糖尿病、腎臓病）予防や重症化予防の取り組みを充実するとともに、住民自らが生活習慣病予防へ取り組み、行動変容するよう支援の充実が必要です。	・健康相談については、 <u>メタボリックシンドローム予防教室時に高血圧相談を、はつらつ健診時に歯周疾患相談を、はつらつ健診後指導の際に病態別の相談をおこなっています。禁煙、骨粗しょう症等の病態別や総合的な健康についての相談を行っています。</u> また、健康教育については、メタボリックシンドローム予防教室の実施や、歯周疾患についてがん検診時に集団や個別健康教育を実施するなどに取り組んでいます。今後、高齢化の進行や、ライフスタイルの変化による食生活、運動習慣、ストレスなどに起因する生活習慣病※1（特に、糖尿病、腎臓病）予防や重症化予防の取り組みを充実するとともに、住民自らが生活習慣病予防へ取り組み、行動変容するよう支援の充実が必要です。	②	健康介護課
3	1 (5) 子ども・子育て支援、幼児教育の推進	38	・平成31年4月から子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期間まで切れ目のない支援をおこなっています。また、 <u>特定不妊治療費などの助成、一般不妊治療費の助成</u> や母子健康手帳の交付、妊婦健診、産後健診・産後ケア事業、乳幼児健診、乳幼児教室、プレバマクラブ、マタニティ・育児相談、新生児聴覚検査費助成などを実施し、健やかな妊娠、出産、健全な乳幼児の成長・発達など母子の健康管理に努めています。	・平成31年4月から子育て世代包括支援センターを設置し、 <u>令和7年度からは「こども家庭センター」として母子保健と児童福祉機能の連携をより強化したセンターとし、</u> 妊娠期から子育て期間まで切れ目のない <u>伴走型</u> の支援をおこなっています。また、 <u>特定不妊治療費などの助成、一般不妊治療費の助成</u> や母子健康手帳の交付、妊婦健診、産後健診・産後ケア事業、乳幼児健診、乳幼児教室、プレバマクラブ、マタニティ・育児相談、新生児聴覚検査費助成などを実施し、健やかな妊娠、出産、健全な乳幼児の成長・発達など母子の健康管理に努めています。	②	健康介護課
4	1 (5) 子ども・子育て支援、幼児教育の推進	38	・児童生活習慣病予防対策として、学校保健との連携を図り採血検査を実施し、生活習慣病予防意識の高揚を図り、生活習慣病の予防・早期改善に取り組んでいます。また、 <u>乳幼児医療費助成</u> を実施し、0歳から <u>中学3年生までの乳幼児・児童・生徒</u> がいつでも安心して医療サービスを受けられる環境を整備しています	・学校保健と連携を図り、生活習慣病予防意識の高揚を図り、生活習慣病の予防・早期改善に取り組んでいます。また、 <u>乳幼児子ども医療費助成</u> を実施し、0歳から <u>中学3年生までの乳幼児・児童・生徒18歳年度末までの子ども</u> がいつでも安心して医療サービスを受けられる環境を整備しています。	②	住民課

No.	基本方向	頁	見直し前	見直し後	改定ポイント	担当課
5	1 (6) 人権尊重社会の推進	40	-	<p><u>・子どもの権利条約に基づき、子どもの権利の内容、大人の役割、子どもの責務などを定めた「笠松町子どもの権利に関する条例」を令和3年12月に制定し、すべての子どもたちが夢と希望を持って自由に生き生きと育つことができるよう進めています。すべての人が子どもの権利を理解し、社会全体で共有できるよう、こどもの権利について普及啓発の取り組みが必要です。また、学校生活や社会全体で子どもが自らの意見を表明し、それが尊重される環境を整備していくことが求められています。</u></p>	②	福祉子ども課
6	1 (6) 人権尊重社会の推進	41	<p>①積極的な人権教育や啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳心やマナー向上に向けた意識啓発 ・ 人権意識を高める学習機会の提供 ・ 人権教育指導者や町職員の意識の向上 <p>②多様性に配慮した環境づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ LGBTに配慮した環境づくりの推進 ・ 男女共同参画に関する意識啓発 ・ 政策、方針決定の場への女性の積極登用 ・ 事業所などにおける仕事と家庭生活の調和の推進 <p>③人権が尊重される環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DVや虐待などのあらゆる暴力の根絶 ・ 人権に関する各種相談体制の充実 	<p>①積極的な人権教育や啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳心やマナー向上に向けた意識啓発 ・ 人権意識を高める学習機会の提供 ・ 人権教育指導者や町職員の意識の向上 <p><u>・子どもの権利の学習機会の提供</u></p> <p>②多様性に配慮した環境づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ LGBTに配慮した環境づくりの推進 ・ 男女共同参画に関する意識啓発 ・ 政策、方針決定の場への女性の積極登用 ・ 事業所などにおける仕事と家庭生活の調和の推進 <p>③人権が尊重される環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DVや虐待などのあらゆる暴力の根絶 ・ 人権に関する各種相談体制の充実 <p><u>・子どもの意見を聴く仕組み作り</u></p> <p><u>・子どもの権利に関する相談体制の充実</u></p>	②	福祉子ども課

No.	基本方向	頁	見直し前	見直し後	改定ポイント	担当課
7	1 (1)学校教育の充実	42	<p>・本町では、子どもたちの学ぶ意欲や豊かな人間性を育むため、地域の協働を推進し、特色のある学校づくりを進めてきました。今後は、さらに地域との協働を推進するなかで、子どもたちが自らキャリア形成を図る力や持続可能な社会の担い手となるために必要な資質・能力を育むため、ICT教育、<u>国際理解教育</u>、キャリア教育※1などを進めています。<u>特に、国際理解教育については、子どもたちが多様な他者との関わりをもちながら日本と諸外国との違いを理解し、多言語・多文化を受入れられるよう交流機会を提供します。そして、SDGsに即した国際理解教育の推進を通して、子どもたちの課題を解決する力や共生力を育んでいきます。また、新学習指導要領に「持続可能な社会作り手の育成」が追加されたことを受け、SDGsに関する取り組みを推進します。</u></p>	<p>・本町では、子どもたちの学ぶ意欲や豊かな人間性を育むため、地域の協働を推進し、特色のある学校づくりを進めてきました。今後は、さらに地域との協働を推進するなかで、子どもたちが自らキャリア形成を図る力や持続可能な社会の担い手となるために必要な資質・能力を育むため、ICT教育、<u>国際理解教育</u>ふるさと教育、キャリア教育※1などを進めています。<u>特に、国際理解教育については、子どもたちが多様な他者との関わりをもちながら日本と諸外国との違いを理解し、多言語・多文化を受入れられるよう交流機会を提供します。そして、SDGsに即した国際理解教育の推進を通して、子どもたちの課題を解決する力や共生力を育んでいきます。また、新学習指導要領に「持続可能な社会作り手の育成」が追加されたことを受け、SDGsに関する取り組みを推進します。特にICTの活用については、授業や学習の中で生成AIを用いて学びの選択肢を増やすことも進めていくとともに、タブレットドリル等を用いて知識及び技能の習熟を図ることができるように、個別に最適な学びの実現に向けて取り組んでいます。また、ふるさと教育については、コミュニティースクールを活用して、多様な地域の人々の協力を得た実践を行っています。その中で、地域の人々と関わりながらふるさとの未来を自分事として考え、課題を見だし情報を収集し、できることを整理し実行しています。</u></p>	②	教育文化課
8	1 (1)学校教育の充実	43	<p>②子どもの「生きる力」を育む教育の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力の定着 ・多様性や協働性を重視した道徳や人権教育の推進 ・健康で健やかな体づくりの推進 ・夢を描くキャリア教育の推進 ・情報、環境、<u>国際理解教育</u>の推進 ・給食センター、学校、家庭が連携した食育の推進 	<p>②子どもの「生きる力」を育む教育の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力の定着 ・多様性や協働性を重視した道徳や人権教育の推進 ・健康で健やかな体づくりの推進 ・夢を描くキャリア教育の推進 ・情報、環境、<u>国際理解教育</u>ふるさと教育の推進 ・給食センター、学校、家庭が連携した食育の推進 	②	教育文化課
9	2 (2)青少年の健全育成・若者支援の推進	44	<p>・インターネットなどの利用に関するトラブルや核家族化の進行、不登校や引きこもり・ニートの増加など青少年を取り巻く環境や抱える問題は一層深刻化しています。今後も、町内の子ども居場所づくりの推進と体験学習の場の提供、地域の人や異なる年齢の子とのふれあいを目的に設立された「こどもわくわく広場実行委員会」<u>や「子ども会育成協議会」</u>の支援をはじめ、各種社会教育関係団体や地域社会、行政との連携を通じて、青少年健全育成および青少年活動の活性化に取り組み、青少年（中学生など）が参加できる地域活動・ボランティア活動の充実や、活動への参加・参画、あいさつなどのモラル・ルール・マナーを大切に地域ぐるみの道徳教育を推進していきます。</p>	<p>・インターネットなどの利用に関するトラブルや核家族化の進行、不登校や引きこもり・ニートの増加など青少年を取り巻く環境や抱える問題は一層深刻化しています。今後も、町内の子ども居場所づくりの推進と体験学習の場の提供、地域の人や異なる年齢の子とのふれあいを目的に設立された「こどもわくわく広場実行委員会」<u>や「子ども会育成協議会」</u>の支援をはじめ、各種社会教育関係団体や地域社会、行政との連携を通じて、青少年健全育成および青少年活動の活性化に取り組み、青少年（中学生など）が参加できる地域活動・ボランティア活動の充実や、活動への参加・参画、あいさつなどのモラル・ルール・マナーを大切に地域ぐるみの道徳教育を推進していきます。</p>	②	教育文化課

No.	基本方向	頁	見直し前	見直し後	改定ポイント	担当課
10	2 (2)青少年の健全育成・若者支援の推進	44	①青少年の地域活動への参画支援 ・学校、家庭、地域との連携の強化 ・青少年の健全育成に向けた意識啓発 ・青少年を有害環境から守る活動の促進 ・青少年の非行、 <u>被害</u> 防止への啓発	①青少年の地域活動への参画支援 ・学校、家庭、地域との連携の強化 ・青少年の健全育成に向けた意識啓発 ・青少年を有害環境から守る活動の促進 ・青少年の非行、 被害 防止への啓発	②	教育文化課
11	2 (4)スポーツ活動の推進	46	③主体的なスポーツ活動の促進 ・ <u>体育協会</u> やレクリエーション協会との連携による各種団体、クラブの育成	③主体的なスポーツ活動の促進 ・ <u>体育協会</u> スポーツ協会 やレクリエーション協会との連携による各種団体、クラブの育成	②	教育文化課
12	3 (3)観光・イベントの推進	52	-	<u>地域活性化施策として、ふらっと笠松を観光拠点の中心地として位置付け、笠松競馬場等を観光施設とした賑わい創出を創り出すとともに誘客に繋げるための環境整備を行います。</u>	②	企画DX課
13	3 (3)観光・イベントの推進	53	②観光・交流イベントの活性化 ・民間との協働による町の魅力発信と観光プロモーションの推進 ・地域特性を活かした新たなイベントの開催 ・民間主導によるイベント開催の推進	②観光・交流イベントの活性化 ・民間との協働による町の魅力発信と観光プロモーションの推進 ・地域特性を活かした新たなイベントの開催 ・民間主導によるイベント開催の推進 <u>・ふらっと笠松を観光拠点の中心地に設定</u>	②	企画DX課
14	3 (4)コミュニティ活動と活発なまちづくり活動の推進	54	町内会が地域の中心的組織として活動し、地域の助け合いや社会教育の場としての機能を担ってきました。しかし、ライフスタイルや価値観の多様化などを背景に、町内会離れが進み、町内会加入者が減少しているほか、町内会役員の高齢化の進行などにより、身近なコミュニティ活動の継続が困難になりつつあります。今後、コミュニティ活動への理解と参加を促進し、活性化を図る必要があります。	町内会が地域の中心的組織として活動し、地域の助け合いや社会教育の場としての機能を担ってきました。しかし、ライフスタイルや価値観の多様化などを背景に、町内会離れが進み、町内会加入者が減少しているほか、町内会役員の高齢化の進行などにより、身近なコミュニティ活動の継続が困難になりつつあります。 <u>このような状況の中で、令和6年に笠松町町内会加入促進及び活動推進に関する条例を制定し、今後、より一層の</u> コミュニティ活動への理解と参加を促進し、活性化を図る必要があります。	②	総務課
15	3 (4)コミュニティ活動と活発なまちづくり活動の推進	55	①コミュニティづくりに向けた意識づくり ・町内会活動の重要性に対する理解 <u>促進</u> ・地域行事、活動に関する情報提供と参加促進 ・町内会活動などへの支援	①コミュニティづくりに向けた意識づくり ・町内会 <u>加入促進</u> と活動の重要性に対する理解 ・地域行事、活動に関する情報提供と参加促進 ・町内会活動などへの支援	②	総務課

No.	基本方向	頁	見直し前	見直し後	改定ポイント	担当課
16	4 (3)公共交通体系の充実	58	<p>・公共交通網の空白地帯の解消と高齢者などの交通弱者の移動手段の確保として、公共施設巡回町民バスを運行しています。現在では、公共施設を中心に39か所のバス停にて1時間1運行というわかりやすい時刻表で運営し、年間約79,000人の利用者がいます。しかし、近年の住宅情勢の変化により、新たな公共交通の空白地帯が生じているほか、高齢者などの交通弱者の移動手段の確保が大きな課題となっています。今後もさらに多様化が予想される地域公共交通のニーズに対応するため、デマンドバスの導入など多様な形態の運送サービスの実現が求められています。</p>	<p>・公共交通網の空白地帯の解消と高齢者などの交通弱者の移動手段の確保として、公共施設巡回町民バスを運行しています。現在では一以前は、公共施設を中心に39か所のバス停にて1時間1運行というわかりやすい時刻表で運営していましたが、バスの2024年問題対策を講じるため、令和7年度より1時間15分運行で公共交通体系を維持しています。一年間約79,000人の利用者がいます。しかし、近年の住宅情勢の変化により、新たな公共交通の空白地帯が生じているほか、高齢者などの交通弱者の移動手段の確保が大きな課題となっています。そのため、令和6年3月よりチョイソコカラタンを新たな公共交通として位置づけ、今後は空白地帯の解消に向けた利用促進が求められています。今後もさらに多様化が予想される地域公共交通のニーズに対応するため、デマンドバスの導入など多様な形態の運送サービスの実現が求められています。</p>	②	企画DX課
17	4 (3)公共交通体系の充実	58	<p>①地域を結ぶ公共交通網の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回町民バスの利用促進 ・効率的で利便性の高い巡回町民バス路線の検討 	<p>①地域を結ぶ公共交通網の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回町民バス、チョイソコカラタンの利用促進 ・効率的で利便性の高い巡回町民バス路線の検討 	②	企画DX課
18	5 (1)防災対策の推進	62	<p>・昨今の気象状況の変化、東海・東南海・南海地震、また、木曽川に沿った地域であることによる水害などの懸念により、減災・防災に対する意識が高まるなか、行政として、災害に強い都市基盤の整備、被災時の対応、住民の防災意識の高揚など多方面にわたる減災・防災対策が求められています。予期せぬ災害に対し、さらなる防災意識の高揚、各種災害対応マニュアルの整備、災害に強い基盤整備などを推進するため、大学との包括的連携を活用した対策の見直し強化や、切迫した災害の危機から一時的に逃れることができる場所の提供を民間事業者へ求めるなど、民間団体との連携強化や基盤整備を計画的に推進する必要があります。</p>	<p>・昨今の気象状況の変化、東海→東南海→南海地震、南海トラフ地震、また、木曽川に沿った地域であることによる水害などの懸念により、減災・防災に対する意識が高まる中、行政として、災害に強い都市基盤の整備、被災時の対応、住民の防災意識の高揚など多方面にわたる減災・防災対策が求められています。予期せぬ災害に対し、さらなる防災意識の高揚、各種災害対応マニュアルの整備、災害に強い基盤整備などを推進するため、大学との包括的連携を活用した対策の見直し強化や、切迫した災害の危機から一時的に逃れることができる場所の提供を民間事業者へ求めるなど、民間団体との連携強化や基盤整備を計画的に推進する必要があります。</p>	②	総務課

No.	基本方向	頁	見直し前	見直し後	改定ポイント	担当課
19	6 (4)健全な行政運営の推進と広域行政への対応	72	<p>・自主財源確保のため、町民税や固定資産税など町税の適正・公平な課税に努めています。また、コンビニ収納など納税環境を整備し、納税者の利便性向上および期限内納付率の向上を図りました。なお、滞納者に対しては財産調査や納付相談を実施し、各々の生活状況に応じて徴収猶予制度を活用するなど滞納者の担税能力の回復につなげる一方、必要に応じて差押など滞納処分を実施し、納税秩序の維持に取り組んでいます。今後も収納率の向上に向けた取り組みを強化し、町税の安定した収入の確保に努めます。</p>	<p>・自主財源確保のため、町民税や固定資産税など町税の適正・公平な課税に努めています。また、平成27年度からのコンビニ収納に加えて令和5年度からは固定資産税と軽自動車税種別割を対象にQRコードを活用した地方税お支払いサイトでの納税を開始するなど納税環境を整備し、納税者の利便性向上および期限内納付率の向上を図りました。なお、滞納者に対しては財産調査や納付相談を実施し、各々の生活状況に応じて徴収猶予制度を活用するなど滞納者の担税能力の回復につなげる一方、必要に応じて差押など滞納処分を実施し、納税秩序の維持に取り組んでいます。今後も地方税お支払いサイトの対象税目の拡大など収納率の向上に向けた取り組みを強化し、町税の安定した収入の確保に努めます。</p>	②	税務課